

大日本御内閣

警務司書

寫

内務省關書第二大號

昭和十八年三月二十四日

書課長關

警保局長殿

文

行政查察事務章程ニ關スル件
標記ノ件ニ關シ内閣書記官長ヨリ別紙ノ通牒有之候様此段及第

府政國本大日

内閣閣甲第八二號

昭和十八年三月十九日

内閣書記官長 里野直樹印

内務大臣 湯澤三千男殿

行政查察事務章程別紙ノ通決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

内閣書記官長 里野直樹印

内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印

内閣書記官長 里野直樹印

内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印

内閣書記官長 里野直樹印
内閣書記官長 里野直樹印

日本帝國政府

行政查察事務規範並入蘇聯發售御對蘇命ハ通則總理致多

内閣大臣 勅 號 三十號 題

内閣書記官 呂 威 威 勉

關稅課課長 木下正日

内閣關稅課

内閣達

行政查察使及關係職員

行政查察事務章程左ノ通定ム

昭和十八年三月十九日

内閣總理大臣 東 條 英 機

行政查察事務章程

第一條 行政查察使ノ查察スベキ地方、查察ノ範圍等ハ内閣總理大臣之ヲ指示ス

行政查察ハ軍機軍令ニ關スル事項ニ及バザルモノトス

第二條 行政查察ノ內容概要左ノ如シ

一 諸法令競中生産増強其ノ他綜合國力ノ發揮ニ直接關係アル

大日本帝国政府

通商部

總務省内閣中塙敬輔並、通商省關口、鐵道省官辦機關等に於て
第一種、音頻監視、監察等事務、購入

音頻監視ハ軍機車等其類次に起業は以て其事務に付く者

次種監視表示及

第一種、音頻監視附、運輸省の手駕古、連絡、海國等へ國際貿易

音頻監視等事務

内閣鐵道大臣、東、南、西、北、鐵

明治十八年三月三十日

音頻監視等事務

自開示

法令実施ノ状況

二 關議決定ニ係ル重要政策ノ溝通徹底ノ状況

三 關係各廳間ノ連絡協調ノ状況

四 綱紀ノ状況其ノ他執務一般ノ状況

五 施政ニ關スル民間ノ願望

六 今後ノ施政ニ付注意改善スペキ事項ノ有無

第三條 行政監察ハ單ニ行政廳ヲ對象トスルニ止マラズ一般ノ工場
事業場等ニ於ケル業務ノ實況ニ付テ普ク監察ヲ加フベキモノト
シ就中公共團體其ノ他法令ニ依リ政府ノ特別ノ監督ヲ受クル團體
ノ業務ノ實況ニ關シテハ特ニ留意スペキモノトス

第四條 行政監察ハ大局的見地ニ立脚シテ之ヲ行ヒ個々ノ非違措置

大日本帝国憲法

第一節 憲法の施行
第二節 国家の権力
第三節 政府の構成
第四節 行政の運営
第五節 司法の運営
第六節 財政の運営
第七節 地方行政の運営
第八節 外交の運営
第九節 国防の運営
第十節 宪法の修正

第一節 憲法の施行
第二節 国家の権力
第三節 政府の構成
第四節 行政の運営
第五節 司法の運営
第六節 財政の運営
第七節 地方行政の運営
第八節 外交の運営
第九節 国防の運営
第十節 宪法の修正

第一節 憲法の施行
第二節 国家の権力
第三節 政府の構成
第四節 行政の運営
第五節 司法の運営
第六節 財政の運営
第七節 地方行政の運営
第八節 外交の運営
第九節 国防の運営
第十節 宪法の修正

二、偏スルガ如キヨトナカルベキゼノトス

第五條 行政審察ニ際シテハ指揮命令ニ類スル措置ハ之ヲ爲サザル
モノトス但シ適當ナル勸奨乃至指揮ヲ行フガ如キハ妨ナキモノト

ス

第六條 行政審察使行政審察ヲ終ヘタルトキハ意見ヲ具ヘ其ノ結果

チ内閣總理大臣ニ報告スペキモノトス

第七條 隨員及附ハ其ノ職務ニ關シテハ行政審察使ノ指揮監督サ承
クルモノトス

大日本帝國政府